第3 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

1 第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人 税額の特別控除》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告書を提出する法人が、地域再生法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 30 号)の施行の日(平成 28 年 4 月 20 日)から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金(以下「特定寄附金」という。)を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した特定寄附金の額の合計額の 20%相当額からその特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)の額から控除される一定の金額を控除した金額(その金額がその事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の 10%相当額を超える場合には、その 10%相当額)の法人税額の特別控除(特別控除税額は、当期の調整前法人税額の 5 %相当額を限度とする。)ができるというものである(措法 42 の 12 の 2 ①)。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている(措法68の15の3①)。

【新設】(控除対象個別帰属調整額等のうち控除されなかった金額を明らかにする書類) 42 の 12 の 2-1 措置法令第 27 条の 12 の 2 第 3 項に規定する「当該金額を明らかにする 書類」には、例えば、地方税法施行規則第六号様式別表二、別表二の二及び別表二の三 又は第二十号様式別表二、別表二の二及び別表二の三の控えの写しが該当する。

【解説】

- 1 本制度は、特定寄附金を支出した場合において、その支出した日を含む事業年度の所得に対する調整前法人税額から、その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の20%相当額からその特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)の額から控除される一定の金額を控除した金額の法人税額の特別控除をすることができることと規定されているが(措法 42 の 12 の 2 ①)、この計算に当たっては、地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)について、法人税の額を基礎として算定する関係上、循環計算を避けるため、調整前法人税額に一定の金額を加算・控除した金額に 1.4%(平成 29 年 4 月 1 日前に開始した事業年度は 2.58%)を乗じて算定することとされている(措令 27 の 12 の 2 ①、平成 28 年改正措令附則 15 ①)。
- 2 この計算において、措置法令第 27 条の 12 の 2 第 1 項各号《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》に掲げる控除対象個別帰属調整額等のうち控除されなかった額に相当する金額がある場合には、調整前法人税額に一定の金額を加算・控除した金額からその金額を控除することとなるが(措令 27 の 12 の 2 ①)、本制度の適用を受ける事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書にその金額を明らかにする書類の添付がない場合には、その金額はないものとされる(措令 27 の 12 の

23)。

その金額は、道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)の計算過程において、地方税 法施行規則第六号様式別表二、別表二の二及び別表二の三又は第二十号様式別表二、別表 二の二及び別表二の三を用いて計算することとなることから、本通達では、「その金額を明 らかにする書類」について、これらの控えの写しが該当することを明らかにしている。

3 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の15の3-1)を定めている。